

申告相談の期間は2月16日(木)～3月15日(水)

# 税の申告が始まります

## 申告相談は事前予約制です

ID 875808146

問合せ 税務課(TEL23-7615)



所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告、贈与税の申告

### 所得税及び復興特別所得税の申告が必要な方

次のいずれかに該当し、納税となる方は申告が必要です。

#### ■事業所得・不動産所得などがある方

令和4年中の各種所得金額の合計額から、基礎控除などの所得控除の合計額を差し引いた金額を基礎として算出した税額が、配当控除・年末調整により受けた住宅借入金等特別控除の合計金額よりも多い方

#### ■給与所得があった方

◆令和4年中の給与収入が2千万円を超えた方

◆1カ所から給与などの支払いを受けている方で、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超えた方

◆給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をしなかった給与の収入金額と各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超えた方など

#### ■公的年金などを受給した方

◆令和4年中の公的年金などの収入が400万円を超えた方

◆公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円を超えた方

#### ■所得税及び復興特別所得税の還付

次のいずれかに該当する場合は、確定申告をすることで、源泉徴収された税金や予定納税した税金が還付されることがあります。

◆総合課税の配当所得や原稿料などがある方

◆住宅ローンなどを利用してマイホームを新築、購入または増改築した方

◆令和4年中に多額の医療費を支払った方

◆災害や盗難にあった方

◆年の途中で退職し、再就職してないために年末調整を受けていない方

◆年末調整で諸控除の手続きをしなかった方

### 市県民税の申告

#### ■申告が必要な方

令和5年1月1日現在市内在住で、次のいずれかに該当する方は

申告が必要です。

■令和4年中に次の所得があり、確定申告不要の方

◆営業、農業、不動産、利子、配当などの所得があった方

◆土地、建物などを売却した方(収用以外)

■公的年金などを受給し、確定申告不要の方

◆扶養控除等申告書を提出してない方

◆社会保険料控除や生命保険料控除などを受けようとする方

■給与所得があり、確定申告不要の方

◆パートやアルバイトなどの給与収入がある方で、年末調整をしていない方

◆令和4年中に退職した方

◆給与以外に所得があった方

◆雑損控除、医療費控除などを受けようとする方

■令和4年中に収入がなかった方や非課税所得のみであった方

ほかの親族の税金上の扶養になっていない方


#### ■申告が不要な方

◆令和4年分の確定申告をした方

◆給与のみの方で年末調整をした方



申告相談の日程・会場

	新城税務署	市役所	
会場	新城税務署別館会議室	市役所東庁舎会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新城市開発センター</li> <li>・作手総合支所</li> </ul>
受付日時 (土日祝日を除く)	2月16日(木)～3月15日(水) 9:00～16:00	2月16日(木)～3月8日(水) 9:00～15:00	3月9日(木)～15日(水) 9:00～15:00
受付方法	<p>入場整理券を配布します。入場整理券の配布状況に応じ、後日の来場をお願いすることがあります。</p> <p>①LINEで 事前発行 ②当日会場前で 配布</p>  <p>@kokuzei 国税庁公式LINE</p>	<p>電話またはインターネットによる完全予約制です。当日予約はできません。</p> <p>①電話 0570-055-446(通話料がかかります) 予約開始 1月25日(水) 受付時間 9:00～17:00(土日祝日を除く)</p> <p>②インターネット(メールアドレスの入力があります。事前にご確認ください。) <b>ID</b> 875808146 予約開始 1月20日(金) 受付時間 24時間</p>	
その他	<p><b>申告に関する相談</b> 電話:22-2141(自動音声案内で「0」) 応答期間:3月15日(水)まで</p> <p>新城税務署では基本的にご自身のスマートフォンで申告していただきます マイナポータルアプリのインストールが必要です。 <b>【必要なもの】</b> ●スマートフォン ●源泉徴収票など必要書類 ●マイナンバーカードと、カード発行時に設定した署名用電子証明書(英数字6～16桁)と利用者証明用電子証明書(数字4桁)のパスワード</p>	<p><b>新城市開発センターへお越しの方へ</b> 現在、鳳来総合支所の新支所建設工事のため駐車場がありません。<b>申告相談へお越しの際は庁舎南側の駐車場をご利用ください。</b></p> <p><b>次の申告相談は新城税務署へ</b> ①住宅借入金等特別控除(初年度) ②準確定申告(亡くなった方の申告) ③青色申告 ④山林所得 ⑤譲渡所得(土地・建物・株式) ⑥先物取引に係る雑所得 ⑦過年分の申告 ⑧消費税及び地方消費税・贈与税の申告 上記以外でも申告内容によっては新城税務署で相談をお願いすることがあります。</p>	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆相談会場入口で検温をします。37.5℃以上ある方は入場をお断りします。</li> <li>◆来場時はマスクを着用し、入口で手指消毒をしてから入場してください。</li> <li>◆相談会場へは、原則1人でご来場ください。</li> </ul>		

「自宅からSe-Tax申告」  
が便利です

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って入力・操作することで、申告書や青色申告決算書、収支内訳書の作成・送信ができます。スマートフォンで給与所得の源泉徴収票を撮影すると、金額などが自動で入力されるほか、青色申告決算書や収支内訳書がスマートフォンで作成できます。

また、マイナンバーカードを利用してマイナポータルと連携すると、医療費やふるさと納税などのデータが確定申告書に自動で入力されます。



作成コーナー



申告相談に必要なもの

申告相談に行く前に準備できているかチェックしましょう！



マイナンバーが分かるもの



身元確認ができるもの



本人名義の預貯金通帳またはキャッシュカード(所得税の還付を受ける方)

**【前年以前に確定申告をされた方】**

- 税務署からの「おしらせハガキ」や「お知らせ通知書」、または税務署発行の利用者識別番号・暗証番号(ID・パスワード)の分かるもの
- 申告書の控えなど申告内容が分かるもの

**所得の確認のために必要なもの**

給与所得者、公的年金等受給者	源泉徴収票(原本)
営業・農業・不動産所得のある方	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 収支内訳書</li> <li>● 所得確認に必要な帳簿類(収入の分かるもの、経費の領収書、固定資産税課税明細書など)</li> </ul> ※収支計算していない方は、相談受付できません。

**控除を受けるために必要なもの**

扶養控除	扶養控除・配偶者(特別)控除を受ける場合は、その方の所得および個人番号が分かるもの
社会保険料(国民年金など)・生命保険料・地震保険料	控除証明書
医療費控除	領収書の添付または提示だけでは、医療費控除が受けられません。次の①②の書類の作成・添付が必要です。 ①医療費控除の明細書の作成 ②保険者が発行する医療費の通知書の添付 ※領収書の合計額だけ計算した場合のみでは、相談受付できません。 ①を作成してからお越しください。

**ふるさと納税ワンストップ特例を利用した方へ**

次の①と②に該当し、ふるさと納税した自治体に申請書を提出した方は、確定申告が不要です。

- ① 確定申告・市県民税の申告を行う必要のない方
- ② ふるさと納税を行った自治体数が5団体以内の方

**ワンストップ特例の申請が無効となる場合**

- ◆ 医療費控除などのため確定申告や市県民税申告を行う場合
- ◆ 5カ所を超える市町村に申請を行った場合
- ◆ 申告特例申請書に記載した住所と賦課期日(令和5年1月1日)現在の住所地が異なる場合

ワンストップ特例の申請をした方が、確定申告や市県民税申告をする場合は、特例申請分を含めて申告をしてください。



## 2月5日(日)は 愛知県知事選挙です

ID 669907702

問合せ 市選挙管理委員会

(TEL 23-7617)

候補者の政策をよく見極め、自分の意思で投票しましょう。

**投票時間** 午前7時～午後8時

**投票場所** 「投票所入場券」に記載

の投票所

※入船投票区は「勤労青少年ホーム」から「新城市役所(東庁舎)」へ変更します。

※投票所入場券は1月19日(木)頃から郵送します。

### ■投票できる方

日本国民かつ次の条件を満たす方  
①平成17年2月6日以前に生まれた方(満18歳以上の方)

②令和4年10月18日以前から引き続き市内に住み、住民基本台帳に登録されている方(令和4年10月19日以降に新城市へ転入の届出をした方は、前住所地での投票となります。)

※県内の他市町村へ転出された方は、投票の際に市区町村長が発行する証明書、または、引き続き

県内に住所を有することの確認の申請が必要です。証明書を発行する場合は、市民課窓口、各総合支所地域課または前住所地の住民担当課窓口へお申し出ください。

### ■選挙公報の配布

2月3日(金)までに各家庭に新聞折り込みなどで配布します。

### ■期日前投票

投票日当日に仕事や旅行などの用事がある方は、期日前投票ができます。投票所入場券裏面の「宣誓書」に、必要事項を記入してからお越しください。

### 期日前投票の投票期間と投票時間

期日前投票所	期間	時間
市役所東庁舎	1月20日(金) ～2月4日(土)	8:30 ～ 20:00
鳳来総合支所	1月28日(土) ～2月4日(土)	
作手総合支所		

期間中はいずれの期日前投票所でも投票できます。

### ■不在者投票

#### ◆入院・入所している方

不在者投票施設に指定された病院・福祉施設などに入院・入所している方は、その施設内で投票ができます。希望する方は、施設の管理者に申し出てください。

#### ◆他市区町村に滞在している方

長期出張などで他市区町村に滞在している場合は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会へ投票することができ、事前に市選挙管理委員会へ投票用紙などの交付を請求してください。

#### ◆障害などで投票所に行けない方

介護保険被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されている方、または身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちで下の表に該当する方は、郵送などで投票できます。

希望する方は、事前に市選挙管理委員会に「郵便等投票証明書」を提示(代理人持参・郵送可)し、投票用紙の請求手続きをしてください。  
※新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養などされている方は特例により郵便等投票ができます。詳しくは、市選挙管理委員会へお問い合わせください。

戦傷病者手帳

障害名	障害の程度			
	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
両下肢、体幹の障害	○	○	○	△
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○

身体障害者手帳

障害名	障害の程度		
	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	△
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	△	○
免疫、肝臓の障害	○	○	○



## 子育て世帯臨時特別給付金を支給します

ID 812432139

中学校卒業（15歳の誕生日後の最初の3月31日）までのお子さんを養育している子育て世帯の生活を支援するために臨時特別給付金を支給します。

- 対象児童**
- ① 令和4年9月分の児童手当支給対象となる児童
  - ② 令和4年9月1日以降令和5年4月1日までに生まれた児童手当の支給対象児童（新生児）

### 次の方は申請不要です

- ◆ 市から令和4年9月分の児童手当を受給している方  
令和4年12月末に児童手当の振込指定口座に振り込みました。
- ◆ 新生児の保護者
- ◆ 令和4年9月1日以降に転入し、児童手当の対象となる児童の保護者  
児童手当の新規認定または額改定の請求後、随時支給します。児童手当の申請は4月中旬までに行ってください。

### 次の方は申請が必要です

- ◆ 所属庁から児童手当を受給している公務員の方  
1月31日(火)までに申請してください。
- 申請方法**  
申請書、通帳やキャッシュカードなどの写し、公務員は所属庁から児童手当を受給していることが分かる書類を持参または郵送（〒441-1392住所不要）で提出してください。

### 支給対象者

- ③ 令和4年9月1日以降に転入した児童のうち、児童手当の支給対象児童
- ① 児童1人あたり2万円
- ② 児童1人あたり1万円

### その他

DVにより配偶者と別居して子育てをしている場合、受給できる場合がありますので、お問い合わせください。  
問合せ こども未来課  
(TEL 23-7622)

## 市の計画にあなただの声を お聞かせください 〜パブリックコメント〜

次の計画についての意見を募集します。

- 対象** 市内在住・在勤・在学の方
- 提出方法** 住所、氏名を記入の上、持参、ファックス、メールまたは郵送（〒441-1392住所不要）で担当へ提出してください。
- その他** 口頭や電話による意見は受付できません。また、お寄せいただいた意見に対する個別の対応は行いません。

### 計画の閲覧方法と閲覧場所

市ホームページ、新城市クリーンセンター、本庁舎秘書人事課広報広聴係の窓口、各総合支所

### パブリックコメントとは

重要な施策・計画などを策定する中で、その案を公表し、皆さんからの意見を考慮するために行います。また、意見に対する市の考えをお知らせします。

### 東三河ごみ焼却施設広域化計画(案)

ID 580481754

東三河の3市2町2村（豊川市、蒲郡市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村、根羽村）のごみ焼却処理の広域化を推進するための計画です。

**募集期間** 1月16日(月)~2月15日(水)

**担当** 生活環境課(TEL.23-7629)

**FAX** 22-0554

**メール** kankyou@city.shinshiro.lg.jp

